

# 薩摩川内市文化財保存活用地域計画（素案）【概要版】

## 1 文化財保存活用地域計画とは

文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）とは、文化財保護法第 183 条の 3 に位置付けられた、市町村における文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に体系付けられるものです。

## 2 薩摩川内市文化財保存活用地域計画の背景と目的

近年、過疎化や少子高齢化が進み、地域における住民同士の繋がり希薄化などから、文化財の保存や未来への継承が危ぶまれている状況にあります。そのため、まずは地域住民が身近にある文化財と「知り合う」ことが必要と考えます。

地域を主体とし、所有者と行政、さらに教育機関、商工観光団体による「地域社会総ぐるみ」で文化財の保存と活用を考えていくスタートとするため、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき「薩摩川内市文化財保存活用地域計画」（以下「本計画」という。）を作成しました。

## 3 計画期間と事業期間

本計画の期間は、上位計画である第 3 次薩摩川内市総合計画（令和 7 年度〈2025〉～令和 16 年度〈2034〉）の歩調と連動させるため、令和 8 年度（2026）から令和 17 年度（2035）までの 10 年間とします。

年 度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
薩摩川内市 総合計画	第3次薩摩川内市総合計画(前期5か年) 令和7年度～令和11年度					見直し	第3次薩摩川内市総合計画(後期5か年) 令和12年度～令和16年度				
薩摩川内市 文化財保存 活用地域計画	状況に応じて随時見直し										
	薩摩川内市文化財保存活用地域計画(10か年) 令和8年度～令和17年度										
					中間 評価						総合 評価

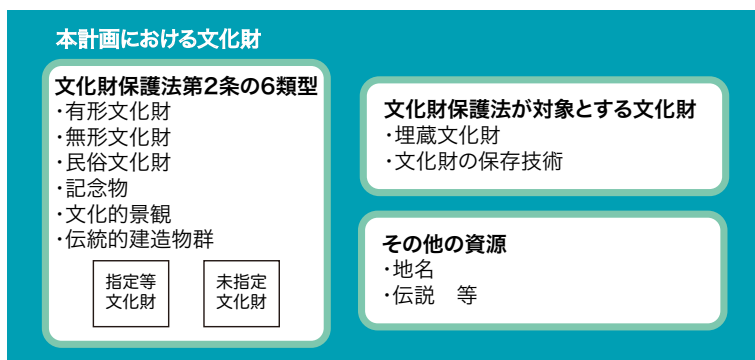
薩摩川内市文化財保存活用地域計画の計画期間

## 4 本計画における文化財の定義と概要

本計画では、指定の有無にかかわらず、文化財保護法第 2 条に定義された 6 つの種類の文化財、埋蔵文化財、保存技術を対象にします。また、これまでの文化財の類型にはあてはまらないものの、本市の歴史や文化、自然などの特徴を物語る様々な要素や、地域で大切に継承されてきた、又は日常的に親しまれている様々な資源についても、「その他の資源」として、本計画の対象とします。本計画において対象とするこれらを「文化財」と定義します。

現在、本市にある文化財のうち、国・県・市によって指定・選定・登録・選択されたものは、令和 8 年（2026）4 月 1 日現在で 198 件です。

指定等の主体別で見ると、国指定文化財が 18 件、国選定文化財が



本計画における文化財

1 件、県指定文化財が 17 件、市指定文化財が 157 件、国登録文化財が 2 件、国選択文化財が 3 件です。

国の文化財の保存技術の選定はありません。

## 5 歴史文化の特性

文化庁の指針によると、地域計画の作成は、市町村の概要と文化財の概要を踏まえて、総合的に地域の歴史文化の特性を捉えることとされています。本市の自然的・地理的環境、歴史の変遷や文化財の概要から、本市の歴史文化の特性を示すキーワードを抽出し、整理した結果、以下の 5 つの歴史文化の特性を見出すことができます。

### 1 川内川が運んだカミ・ヒト・モノ

川内川は本市を東西に流れ、その流域に豊かな土壌を育んできました。その周辺には神話にまつわる陵や古墳、遺跡が分布しており、古くから人々が定住していたことが分かります。ここでは独自の歴史文化が生まれるとともに、水運を通じて産業や地域文化の発展を支えてきました。



薩摩川内市街地

### 2 薩摩国の「まつりごと（政・祭）」

本市には、古代に薩摩国府や薩摩国分寺が置かれ、薩摩国の政治・文化の中心地として発展しました。さらに新田神社をはじめとする祭祀や、「川内大綱引」「甌島のトシドン」などの伝統行事・郷土芸能が受け継がれ、地域の「まつりごと（政・祭）」の文化が現在まで継承されています。



新田神社勅使殿

### 3 サムライによる戦いのち統治

鎌倉時代から室町時代にかけて川内地方では武士や在地領主による領地争いが続き、多くの山城が築られました。島津氏の三州統一後は外城制度が整えられ、麓集落など武士の統治体制が形成されました。現在も多くの麓や伝統芸能が受け継がれています。



入来麓伝統的建造物群保存地区

### 4 暮らしを支えた技術と信仰

江戸時代、薩摩藩の新田開発により川内川流域では用水路や溜池、堤防などの灌漑施設が整備され、人々の農業と暮らしを支えてきました。あわせて豊作を祈る田の神信仰も広まり、多くの田の神石像が建てられるなど、農業と信仰が結びついた地域文化が形成されました。



本庵の田の神

## 5 海・山・川に囲まれたまると自然博物館

本市は川内川や東シナ海、山々に囲まれた自然豊かな地域で、多様な生物や美しい景観を見ることができます。甌島の断崖や化石を含む地層、蘭牟田池の湿地や希少な動植物など、豊かな環境に恵まれた「自然博物館」のような地域といえます。



長目の浜

## 6 文化財の保存・活用に関する将来像と方向性

本市の雄大な自然とそれを背景に形成された悠久の歴史や文化の価値、魅力を市民が共有することで、ふるさとを愛し、誇りを持ち、豊かな心を育むため、本市の文化財の保存・活用に関する将来像を次のように設定します。

### 雄大な自然と悠久の歴史に囲まれ 豊かな心をはぐくむふるさと 薩摩川内

上記で定めた将来像の実現に向けて、文化財の保存・活用に関する取組の方向性として、「知る」「守る」「伝える」「活かす」の4つを掲げます。これらはそれぞれ独立して機能するものではなく、相互に関連し合っています。

#### 方向性1 知る（把握・調査）

本市の多様な自然環境と、それに育まれた歴史や文化の価値を把握・調査し、保存と活用の基盤としていきます。また、そのための調査研究体制の整備を進めます。

#### 方向性2 守る（保存・管理）

文化財の適切な保存に取り組むとともに、市民や関係機関が意識や思いを共有し、多様な立場から関わることのできる仕組みを整えます。あわせて、台風や地震などの自然災害、更には盗難などのリスクに備えた対策を推進します。

#### 方向性3 伝える（公開・人材育成）

文化財の価値を広く共有し、世代を超えて受け継がれる環境づくりを進めます。そのため、文化財の公開機会を広げ、多くの人々がその価値などを学ぶことができるような取組を行います。特に、担い手の減少が懸念される無形の民俗文化財については、後世への確実な継承に向けた取組を進めます。

#### 方向性4 活かす（活用・普及啓発）

文化財に関する情報発信や教育・学習・観光など、様々な分野での活用を通じて、郷土の誇りや価値、魅力を広く共有します。また、文化財を地域資源として活かすことにより、地域の活性化を図り、誰もが誇りと愛着を持てるふるさとづくりを推進します。

## 7 アクションプラン

本計画が目指す将来像と課題に基づいて設定した方針に沿って、各種の措置を実施していきます。

	方向性	課題	方針	措置	措置の概要
1-1	「知る」	文化財の位置情報の把握が不十分	文化財の位置情報の把握の推進	GPS 測量・地図アウトプット作業	GPS 測量などを用いた所在調査やマップの作成を行う。
1-2		認識済の文化財の現況確認が不十分	文化財の現況確認の推進	文化財パトロール組織づくり	外部委託などを活用した文化財パトロール組織の結成をする。
1-3		文化財所有者の現況把握が不十分	文化財所有者の現況把握の実施	文化財所有者調査	指定・未指定文化財の所有者調査を行う。
1-4		文化財の概要把握や文献資料の収集・整理が不十分	文化財の概要把握や文献資料の収集・整理の推進	文献などの収集・整理・リスト化	過去の調査成果の再確認や文献など収集・整理をし、リスト化を行う。
1-5		専門職員の不足による調査研究の停滞	継続した調査研究のための体制づくり	適切な職員配置と調査研究成果の公開・発信	適切な職員配置を行い、継続した調査研究を進め、成果の定期的な公開・発信を行う。
1-6		未指定文化財の把握調査が不十分	未指定文化財の把握調査の実施	未指定文化財の把握調査	未指定文化財の把握調査を行う。
1-7		把握した文化財の詳細調査が不十分	文化財の詳細調査の推進	価値を明らかにする調査	把握した文化財の価値評価をした上で、指定等文化財候補リストの作成をする。
2-1	「守る」	指定等文化財の管理状況が不十分	指定等文化財の管理と見守り体制の構築	文化財管理の体制づくり	外部委託などを活用した管理体制を構築し、所有者や保存団体の負担軽減を図る。
2-2		文化財の修理・補修などの財源が不十分	文化財の修理・補修に使用する財源の確保	補助金交付要綱の改正による補助制度の充実	補助金交付要綱の改正などを行い、文化財所有者に対する補助制度の充実を図る。
2-3		文化財への獣害対策が不十分	文化財への獣害対策の整備	文化財獣害対策のための関係各所との連携	農業政策課や各支所と連携し、適切な対策を講じる。
2-4		空家の増加による文化財所有者・管理者責任者の不足	空家の解消	移定住の促進	建築住宅課や産業人材確保・移住定住戦略室と連携し、移住・定住の促進や空家バンク（よかまちきやんせ倶楽部）を活用した広報活動を強化する。
2-5		災害時の文化財保全体制が十分に整備されていない	災害時の文化財保全体制の整備	防災ネットワークの構築	関係者間の連携・連絡体制を整備し、災害時に迅速な情報共有と文化財保全活動が行える体制を構築する。
2-6		文化財の災害・盗難被害に対する対応や訓練が不十分	文化財の災害・盗難被害時の対応の訓練	文化財防火デーなどを通じた所有者などの防災意識の向上	文化財防火デーなどの訓練の実施により、所有者などの防災意識の向上を図る。
2-7		文化財ごとの災害リスクの把握が不十分	文化財ごとの災害リスクの把握	文化財所在地の周知と文化財ハザードマップの作成	文化財ハザードマップを作成し、災害・盗難リスクの把握を行う。
2-8		文化財の災害・盗難被害時の対応行動指針が十分に整備されていない	災害・盗難被害時の行動指針及び連絡体制の整備・周知	災害・盗難対策マニュアルの作成	災害・盗難被害時の文化財保護に備えるため、一時保管場所の設定や災害対策マニュアルを整備し周知する。
2-9		未指定文化財の保存・管理が不十分	未指定文化財の保存・管理制度の構築	未指定文化財を保護する制度の検討	適切な保存・管理を行うために、未指定文化財の保存制度を構築する。
2-10		寄贈資料の受入体制が十分に整備されていない	寄贈資料の適切な受入体制の整備	受入基準の作成	寄贈申し出の増加に備え、受入基準を作成する。
2-11		文化財を保存するための施設不足	文化財を保存するための環境整備の推進	保存環境の整備	適切な資料の保存環境の整備を行う。
2-12		文化財保存のための技術者の確保	文化財保存のための技術者の保存	専門的な技術者との連携や地元業者による技術の習得・継承	業者による技術の習得・継承を推進する。そのために、専門的な業者との連携も視野に入れる。

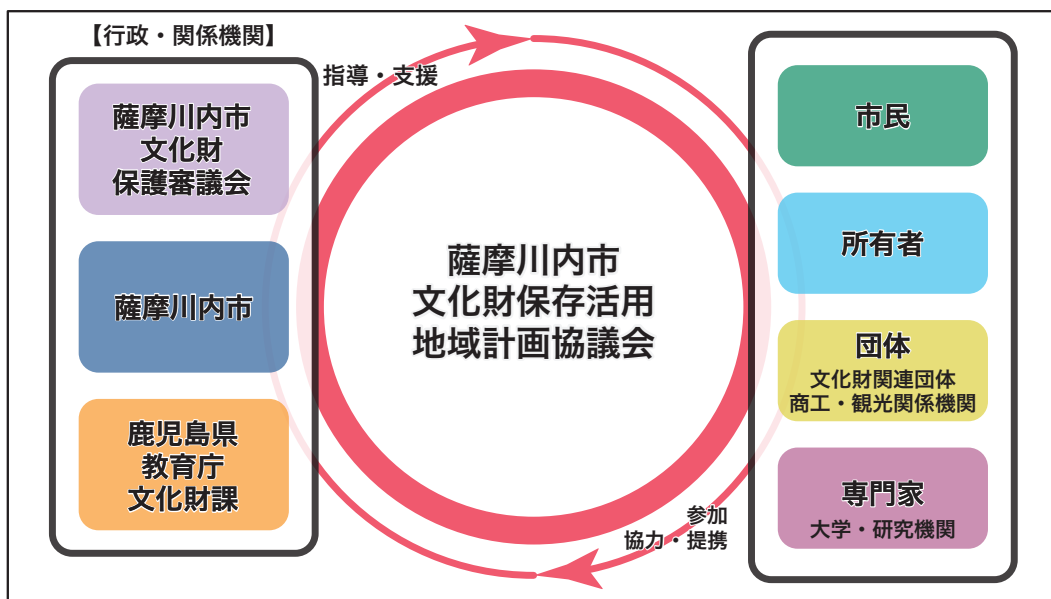
	方向性	課題	方針	措置	措置の概要
	「伝える」	郷土芸能などの後継者不足	郷土芸能などの公開機会の創出を図り、次世代の担い手育成を行う	郷土芸能体験プログラム	郷土芸能体験プログラムや郷土芸能大会などを実施し、公開機会を提供し郷土芸能に親しむ機会を創出する。
3-2		文化財の保存・継承に必要な記録の整備が不十分	文化財の保存・継承に必要な記録の整備の推進	デジタル媒体による映像の記録保存の検討	後世に視覚資料として残すため、デジタル媒体による映像の記録保存を検討する。
3-3		郷土史家の高齢化と人材減少	郷土史家の活動機会の創出	専門家・専門職員による出前講座の推進	小中学校と連携し、定期的に出前授業を実施する。また、郷土史研究会などとの連携も検討する。
3-4		文化財継承活動に関する財源不足	財源の確保のための新規予算や増額手段の獲得	指定寄付金制度、クラウドファンディング、ふるさと納税、企業支援などによる資金調達	指定寄付金制度・クラウドファンディング・ふるさと納税や、企業支援などによる資金調達を検討する。
3-5		庁内で文化財の認知度が低く他部局との連携不足	庁内関連部局との連携の強化と文化財の周知	職員を対象とした研修会の開催	行政内部で文化財を知る機会を創出するとともに、関連部局との連携を強化する。
3-6		地域住民との連携や協力体制が十分に構築されていない	地域との連携強化と協力体制づくりの推進	出前講座の推進	出前講座などにより地域住民との連携を深め、文化財保存や伝承の体制を構築する。
3-7		地域団体・ボランティア団体との連携不足	地域団体・ボランティア団体との連携	ガイドの育成	講座や研修会などを実施し、地域団体と連携したガイドの育成を推進する。
3-8		文化財担当部門の人員体制不足	文化財担当部門の人員体制の確保	専門性が維持される人員配置と継続的な育成	専門職員（学芸員）の増員と適切な配置を行い、継続的な育成を進める。
3-9		専門家や研究機関との連携不足	専門家や研究機関との連携の強化	専門家や研究機関と連携した調査・研究体制の強化	大学などの研究機関や専門家と連携し、継続的な調査研究が可能な体制を整備する。
3-10		文化財に関する普及啓発や学習機会が不十分	文化財に親しむ機会の創出と普及啓発の推進	講座・体験活動、現地説明会、資料の展示などの実施	出前講座や体験活動、資料の出張展示、発掘調査の現地説明会などを実施し、積極的な情報発信を推進する。
3-11		文化財に関する情報発信不足	文化財に関する情報発信の推進	秘書広報課との連携による文化財の情報発信	広報紙や SNS を通じて定期的に文化財の情報発信を行う。
	「活かす」	文化財の活用において観光物産課や観光物産協会などとのさらなる連携が必要	文化財の活用において、観光物産課や観光物産協会などとの連携強化	文化財の情報発信（こころ、SNS など）	観光物産課や観光物産協会との連携を強化した情報発信を行う。
4-2		文化財を周知するための手段の不足	文化財に関する情報発信及び広報活動の充実	周知のためのパンフレット、リーフレットの発行	文化財の概要や見どころなどを掲載したパンフレットやリーフレットの作成または改定を行い、市民や来訪者への周知と理解促進を図る。
4-3		文化財の周知・公開手法が限定的	最先端技術を活用し、多様な公開・活用を推進	AR・VR など最先端技術を活用した情報提供	AR や VR などの最先端技術を活用した情報発信を行う。
4-4		文化財に対する関心・ニーズの低さ	文化財を知ってもらう機会の創出	文化施設以外への出張ミニ展示	文化施設以外での出張ミニ展示や体験活動を広く実施する。
4-5		文化財の理解促進と将来の担い手育成が十分に結び付いていない	文化財を知る機会の充実と人材の育成	人材育成のため周知活動	文化財の継承を担う次世代や将来的なボランティアガイドを育成するため、文化財を知る機会を充実させる。
4-6		指定等文化財の公開機会の不足	指定等文化財の公開の促進	指定等文化財の公開機会の提供	指定等文化財の公開や見学機会を拡充し、文化財の価値や魅力を伝える機会の充実を図るとともに、ユニークベニューなどの活用を推進する。
4-7		発掘調査などの成果が分かりやすく発信されていない	調査成果を活かし、発信するサイクルづくり	調査成果に関する資料の作成	指定等文化財や発掘調査成果について、公開イベントや現地説明会といった事業実施を検討し、分かりやすく伝える資料を作成する。
4-8		文化財活用において、地域住民が参画できる仕組みが十分に構築されていない	地域住民が参画しやすい活用事業の提供	まち歩きイベントなどの開催や散策ルートの設定	文化財を巡るまち歩きイベントや散策ルートを設定し、地域の文化財に対する理解を深める。

方向性	課題	方針	措置	措置の概要
4-9	文化財の見学・公開を行う上での管理・整備が不十分	文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備の充実	看板などの整備と新規設置	文化財の説明板や標識の更新・新規設置を行う。
4-10	文化財を周遊・体験しながら学べる機会が十分に整備されていない	周遊ルートの設定	複数の文化財を周遊するルートの設定	複数の文化財を結ぶルートを設定し、文化財を周遊・体験しながら学べる機会を創出する。
4-11	文化財の維持管理において、地域住民や団体との連携体制が不十分	文化財清掃活動や維持管理における地域との連携	文化財清掃活動や便益施設などの維持管理	文化財の清掃活動や、通路・休憩スペースなどの便益施設の維持管理を地域と連携を図り推進する。
4-12	文化財を他分野と連携して活用する体制が十分に構築されていない	文化財に新たな役割を付加する取組や、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用の推進	文化財・観光情報の一元化窓口の整備	観光物産課や観光物産協会との連携を強化し、観光面と文化財面の両方で情報提供できる窓口づくりの整備を行う。
4-13	展示公開施設間の連携や情報共有が不十分	展示公開施設のネットワークづくり	各館共通のパンフレットの作成や資料の情報の一元化及び相互活用	各館共通のパンフレットを作成するとともに、収蔵資料や展示情報の一元化を図り、施設間の情報共有及び相互活用を推進する。

## 8 文化財の保存・活用の推進体制

文化財の保存・活用をより効果的に推進していくためには、行政（薩摩川内市及び関係機関など）だけでなく、所有者や地域住民、関係団体などがそれぞれの立場に応じた役割を認識し、主体的に文化財の保存・活用に取り組むとともに、これらの力を結集して、総合的に取り組んでいく必要があります。

また、本計画の進捗状況の確認や見直しに関する協議、並びに本計画の実施に係る情報共有、協議及び調整などを行うため、「薩摩川内市文化財保存活用地域計画協議会」を設置します。



推進体制連携イメージ



# 薩摩川内市

薩摩川内市 教育委員会 社会教育課 文化財グループ  
 〒 895-0076 鹿児島県薩摩川内市大小路町 14 番 5 号  
 TEL 0996-22-7251  
 FAX 0996-20-1331  
 Email bunkazai@city.satsumasendai.lg.jp